

行政財産の引継ぎ等に係る取扱いについて

対象受検機関：財務部財産活用課

| 事務事業の概要  | 検出事項  | 改善を求める事項(意見)                    |                   |                                       |                    |         |         |          |        |           |      |                                    |                                 |               |                                    |                 |      |   |                                |                   |                                       |                    |  |   |
|--|---|---------------------------------|-------------------|---------------------------------------|--------------------|---------|---------|----------|--------|-----------|------|------------------------------------|---------------------------------|---------------|------------------------------------|-----------------|------|---|--------------------------------|-------------------|---------------------------------------|--------------------|--|---|
| <p>1 公有財産（行政財産及び普通財産）について</p> <p>(1) 「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち、不動産、地上権などをいう。（地方自治法第238条第1項）</p> <p>(2) 公有財産は、「行政財産」と「普通財産」に分類される。（同条第3項）</p> <p>(3) 「行政財産」は、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、「普通財産」は、行政財産以外の一切の財産をいう。（同条第4項）</p> <p>行政財産と普通財産との異同（公有財産事務の手引（以下、「手引」という。）「表1-1」より抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="252 680 1923 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">地方自治法</th> <th colspan="2">公有財産規則</th> <th rowspan="2">適用、関連法規</th> </tr> <tr> <th>基本的性格</th> <th>管理、処分の原則</th> <th>許可等の原則</th> <th>事務の委任及び分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産</td> <td>公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産（§ 238IV）</td> <td>貸付け、売払い、私権の設定等はできない。（§ 238の4 I）</td> <td>使用許可の範囲（§ 22）</td> <td>財産を公用又は公共用に供している（供することを予定している）部局長等</td> <td>道路法、河川法等の特別法が優先</td> </tr> <tr> <td>普通財産</td> <td>行政財産以外の公有財産直接には公用にも公共用にも供しておらず、又は供することと決定していない財産（§ 238IV）</td> <td>貸付け、売払い、私権の設定等ができる。（§ 238の5 I）</td> <td>私権の設定等の範囲（明文規定なし）</td> <td>財務部長（財産活用課課長）<br/>§ 3又は§ 5により指定された部局長等</td> <td>民法、借地借家法等の一般法の適用あり</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【地方自治法】<br/>（公有財産の範囲及び分類）</p> <p>第 238 条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。</p> <p>一 不動産<br/>（略）</p> <p>3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。</p> <p>4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。<br/>（行政財産の管理及び処分）</p> <p>第 238 条の 4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> </div> |   | 地方自治法                           |                   | 公有財産規則                                |                    | 適用、関連法規 | 基本的性格   | 管理、処分の原則 | 許可等の原則 | 事務の委任及び分掌 | 行政財産 | 公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産（§ 238IV） | 貸付け、売払い、私権の設定等はできない。（§ 238の4 I） | 使用許可の範囲（§ 22） | 財産を公用又は公共用に供している（供することを予定している）部局長等 | 道路法、河川法等の特別法が優先 | 普通財産 | 行政財産以外の公有財産直接には公用にも公共用にも供しておらず、又は供することと決定していない財産（§ 238IV） | 貸付け、売払い、私権の設定等ができる。（§ 238の5 I） | 私権の設定等の範囲（明文規定なし） | 財務部長（財産活用課課長）<br>§ 3又は§ 5により指定された部局長等 | 民法、借地借家法等の一般法の適用あり | <p>1 規則においては、「行政財産の用途を廃止したとき（略）は、直ちに、当該財産を財務部長に引き継ぐと規定されている。</p> <p>手引においては、「一般競争入札により処分する場合は、原則として公告する日をもって用途廃止し、売買契約締結日をもって財務部長（財産活用課長）へ引き継ぐこととする」と規定されている。</p> <p>しかしながら、平成28年度における公有財産の引継ぎ（引受け）の全11件については、売買契約締結日をもって「用途廃止し、引継ぎ」を行っており、規則及び手引の定めと異なる取扱いが行われている。</p> <p>2 平成28年度における公有財産の引継ぎ（引受け）の決裁全11件について、「売買契約締結日」よりも後日に起案し、効力を売買契約締結日に遡るとした手続を行っていた。</p> <p>さらに、うち5件については、規則第3条により事務委任がなされている警察本部長の管理に属する財産について、財務部長に所管換えされる前に、財務部長による入札等の手続を実施していた。</p> | <p>1 「行政財産の用途廃止・引継ぎ・処分」の取扱いについて、規則及び手引を踏まえた運用を行われたい。</p> <p>2 公有財産の引継ぎ（引受け）及び入札等処分の手続について、法令等に基づき、適正な事務の執行を行われたい。</p> |
|  |   | 地方自治法                           |                   | 公有財産規則                                |                    |         | 適用、関連法規 |          |        |           |      |                                    |                                 |               |                                    |                 |      |   |                                |                   |                                       |                    |  |   |
|  | 基本的性格   | 管理、処分の原則                        | 許可等の原則            | 事務の委任及び分掌                             |                    |         |         |          |        |           |      |                                    |                                 |               |                                    |                 |      |   |                                |                   |                                       |                    |  |   |
| 行政財産   | 公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産（§ 238IV）                        | 貸付け、売払い、私権の設定等はできない。（§ 238の4 I） | 使用許可の範囲（§ 22）     | 財産を公用又は公共用に供している（供することを予定している）部局長等    | 道路法、河川法等の特別法が優先    |         |         |          |        |           |      |                                    |                                 |               |                                    |                 |      |   |                                |                   |                                       |                    |  |   |
| 普通財産   | 行政財産以外の公有財産直接には公用にも公共用にも供しておらず、又は供することと決定していない財産（§ 238IV） | 貸付け、売払い、私権の設定等ができる。（§ 238の5 I）  | 私権の設定等の範囲（明文規定なし） | 財務部長（財産活用課課長）<br>§ 3又は§ 5により指定された部局長等 | 民法、借地借家法等の一般法の適用あり |         |         |          |        |           |      |                                    |                                 |               |                                    |                 |      |   |                                |                   |                                       |                    |  |   |

【地方自治法】

(普通財産の管理及び処分)

第 238 条の 5 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2 公有財産の用途廃止・引継ぎ・処分に関する規程について

(1) 大阪府公有財産規則（以下「規則」という）の定め

・「公有財産の引継ぎ」について、部局長は、その所管する行政財産の用途を廃止したときは、直ちに、財務部長に引き継ぐこととされている。（規則第 7 条）

【大阪府公有財産規則】

(公有財産の引継ぎ)

第 7 条 部局長等は、その所管する行政財産の用途を廃止したとき、又は普通財産の取得、管理若しくは処分に係る知事の指定が取り消されたときは、直ちに、当該財産を財務部長に引き継がなければならない。  
(以下略)

(協議)

第 8 条 部局長等は、次に掲げる場合は、財務部長に協議しなければならない。(以下略)

二 行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするとき

(2) 手引の定め

1 用途廃止について (第 3 章第 3 節)

・行政財産の用途廃止は、行政財産の使用目的がなくなった場合に行う。  
・行政財産を用途廃止するかどうかの判断は、第一義的には、財産を所管する部局長にある。  
(なお、公有財産の効率的利用の観点から、財務部長（財産活用課長）に協議が必要)

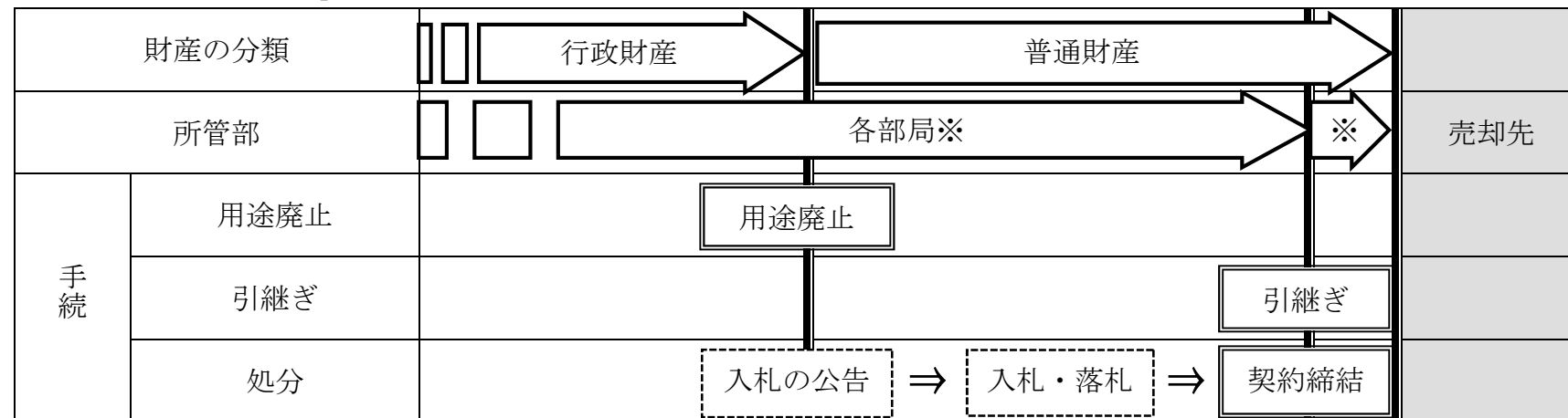
2 普通財産の処分について (第 5 章第 1 節)

・行政財産は、そのままでは処分できないことから、用途廃止により普通財産とした上で処分する。  
・所有を継続する必要のない普通財産については、できる限り速やかに処分することが適当である。  
・普通財産の処分事務は、原則として財務部長（財産活用課長）が行う。

3 普通財産の処分手続き (第 5 章第 5 節)

・一般競争入札により処分する場合は、原則として公告する日をもって用途廃止し、売買契約締結日をもって財務部長（財産活用課長）に引き継ぐ。

<「公有財産事務の手引」によるイメージ>



※用途廃止後、契約締結がされるまでは、引き続き、各部局長の所管とし、売買契約締結日と同日付けで財務部長（財産活用課）へ引継ぐ

【公有財産事務の手引】

第3章 公有財産の管理事務

第3節 用途廃止、用途変更

第1 意義

行政財産の用途廃止とは、行政財産の使用目的がなくなった場合に、その使用を絶対的に廃止して普通財産に分類替えすること（以下略）

第2 留意点

- 1 行政財産を用途廃止又は用途変更するかどうかの判断は、第一義的には、それぞれの個々の財産を所管する部局長にあるが、公有財産の効率的利用の観点から公有財産の総合調整を行う財務部長（財産活用課長）に協議が必要である。

第5章 公有財産の処分

第1節 処分の意義

（略）

行政財産は、そのままでは処分できない（§ 238 の4）ことから、用途廃止により普通財産としたうえで処分することになる。

普通財産は（中略）将来の行政執行上又は財政運営上、これを保有する必要がある場合を除いて処分することが望ましい。必ずしも保有することに格別の意義も実益もない普通財産を保有し、その維持保存をすることで、そのための費用が生じたり、又は管理の不適切さから第三者による不法占拠、不正使用等好ましくない事態を生じる恐れがあることから、このような所有を継続する必要のない普通財産については、できる限り速やかに処分し、その処分代金をもって、行政の執行に要する財源に充当したり、あるいは、交換により行政の執行に有用な財産の取得を図る等の措置を講じることが適当である。

（以下略）

【公有財産事務の手引】

第5章 公有財産の処分

第3節 処分の方法

第1 契約の締結

1 意義

(略)

処分の方法は、一般的には一般競争入札による処分及び随意契約による処分があるが、地方自治法は公正・公平、経済性等を最も期待できる一般競争入札による処分を原則としている。

第5節 処分の手続き

普通財産の処分事務は、財務部長が行う。但し、規則 § 3 による事務の委任若しくは規則 § 5 による事務の分掌の指定を受けた部局長等は、これを行うことができる。

第1 一般競争入札により財務部長が処分事務を行う場合

3 一般競争入札により処分する場合は、原則として公告する日をもって用途廃止し、売買契約締結日をもって財務部長（財産活用課長）へ引き継ぐこととする。

用途廃止後売買契約までの普通財産の管理は、従前の財産管理者が引き続き行う。

3 平成28年度における公有財産の引継ぎ（引受け）の運用について

(1) 公有財産の引継ぎ（引受け）の運用状況

形式上は、売買契約締結日をもって、「用途廃止」し、元所管部長から財務部長に「引継ぎ（引受け）」を行っている。実際には、売買契約締結後に起案を行い、日付を遡って、引受け等を行ったことにしている。

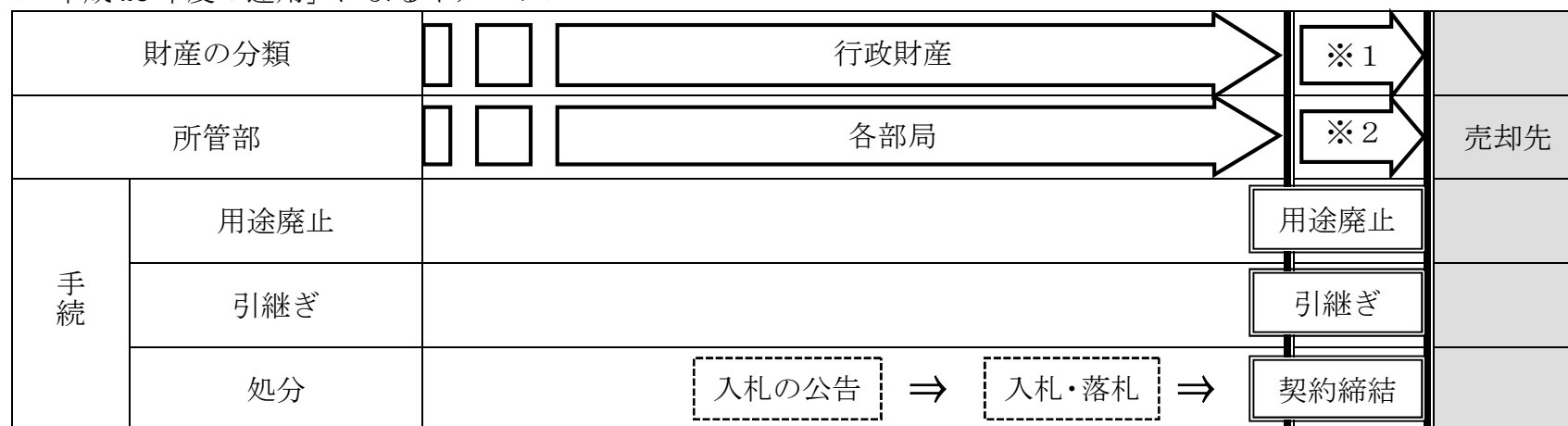
平成 28 年度 引継ぎ案件一覧

| 施設名                         | 元所管課                       |             |             | 財産活用課                        |             |                                 |             |             |
|-----------------------------|----------------------------|-------------|-------------|------------------------------|-------------|---------------------------------|-------------|-------------|
|                             | 所管課                        | 用途廃止日       | 財産活用課への引継日  | 所管換引受起案日(決裁日)                | 所属からの引受日    | 一般競争入札公表(公告)日                   | 入札日         | 売買契約締結日     |
| 元守口高等職業技術専門学校               | 商工労働部<br>人材育成課             | H28. 10. 28 | H28. 10. 28 | H28. 11. 1<br>(H28. 11. 7)   | H28. 10. 28 | H28. 8. 19                      | H28. 9. 30  | H28. 10. 28 |
| 府道茨木亀岡線<br>廃道敷              | 都市整備部<br>安威川ダム<br>建設事務所    | H28. 4. 28  | H28. 4. 28  | H28. 5. 16<br>(H28. 5. 17)   | H28. 4. 28  | H28. 1. 14<br>(入札不調による随意<br>契約) | H28. 2. 18  | H28. 4. 28  |
| (都)和泉中央線<br>(廃道敷・区域<br>外用地) | 都市整備部<br>鳳土木<br>事務所        | H29. 1. 5   | H29. 1. 5   | H29. 1. 16<br>(H29. 1. 17)   | H29. 1. 5   | H28. 10. 21                     | H28. 11. 30 | H29. 1. 5   |
| 元南部工区<br>事務所                | 都市整備部<br>寝屋川水系<br>工営所      | H29. 1. 6   | H29. 1. 6   | H29. 1. 16<br>(H29. 1. 25)   | H29. 1. 6   | H28. 10. 21                     | H28. 11. 30 | H29. 1. 6   |
| 元東部流域<br>下水道事務所             | 都市整備部<br>東部流域下<br>水道事務所    | H29. 3. 22  | H29. 3. 22  | H29. 3. 27<br>(H29. 3. 28)   | H29. 3. 22  | H29. 1. 20                      | H29. 2. 28  | H29. 3. 22  |
| 元視覚支援<br>学校                 | 教育庁<br>府立大阪南<br>視覚支援<br>学校 | H29. 1. 6   | H29. 1. 6   | H29. 2. 21<br>(H29. 2. 23)   | H29. 1. 6   | H28. 10. 21                     | H28. 11. 30 | H29. 1. 6   |
| 大阪府警察<br>東長居<br>待機宿舎        | 府警本部<br>施設課                | H28. 10. 28 | H28. 10. 28 | H28. 11. 15<br>(H28. 11. 17) | H28. 10. 28 | H28. 8. 19                      | H28. 9. 30  | H28. 10. 28 |
| 大東市赤井<br>公衆用道路              | 府警本部<br>施設課                | H28. 11. 4  | H28. 11. 4  | H28. 12. 5<br>(H28. 12. 7)   | H28. 11. 4  | 大東市へ無償譲渡<br>【譲渡契約日：H28. 11. 4】  |             |             |

平成 28 年度 引継ぎ案件一覧

| 施設名               | 元所管課        |            |            | 財産活用課                      |            |               |            |            |
|-------------------|-------------|------------|------------|----------------------------|------------|---------------|------------|------------|
|                   | 所管課         | 用途廃止日      | 財産活用課への引継日 | 所管換引受起案日(決裁日)              | 所属からの引受日   | 一般競争入札公表(公告)日 | 入札日        | 売買契約締結日    |
| 元萩ノ茶屋交番           | 府警本部<br>施設課 | H29. 3. 13 | H29. 3. 13 | H29. 3. 21<br>(H29. 3. 22) | H29. 3. 13 | H29. 1. 20    | H29. 2. 28 | H29. 3. 13 |
| 元新森東交通<br>警察官詰所敷地 | 府警本部<br>施設課 | H29. 3. 15 | H29. 3. 15 | H29. 3. 17<br>(H29. 3. 27) | H29. 3. 15 | H29. 1. 20    | H29. 2. 28 | H29. 3. 15 |
| 元大阪府警<br>住道单身寮    | 府警本部<br>施設課 | H29. 3. 27 | H29. 3. 27 | H29. 3. 31<br>(H29. 3. 31) | H29. 3. 27 | H29. 1. 20    | H29. 2. 28 | H29. 3. 27 |

<「平成 28 年度の運用」によるイメージ>



※ 1 普通財産

※ 2 契約締結日に行政財産の「用途廃止」を行うとともに、元所管部長から財務部長に「引継ぎ（引受け）」を行っている。

(2) 運用状況についての考察

- 平成28年度における、運用については、規則又は手引どちらの定めにも当てはまらないものとなっている。
- 財産活用課における元所管課からの引受けについては、売買契約締結後に起案を行っており、日付を遡っての引受けとなっている。
- 規則第3条により、事務委任されている警察本部長が管理する公有財産の売却手続を、警察本部長から引継がれる前に財務部長が行っている。

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>【大阪府公有財産規則】<br/>(事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、教育委員会、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び予算執行機関の長並びに議会事務局長である<a href="#">法第172条第1項</a>の職員に、次に掲げる事務(次項の規定により権限を委任される者の権限に属するものを除く。)をその所掌に係るものの範囲において委任する。</p> <p>一 行政財産の取得及び管理に関すること。<br/>二 知事の指定する普通財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>2 知事は、警察署長に、行政財産の管理に関する事務をその所掌に係るものの範囲内において委任する。</p> <p>(3) 財産活用課の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分に際して必要な条件整備（境界確定、土壌汚染調査など）が整うまでは、行政財産の用途廃止を行わず、所管部局長が引続き行政財産として管理する取扱いとしている。</li> <li>・財産活用課は、各所管課に対し、条件整備に関する相談などの支援を行っている。</li> <li>・「入札の手続」は、「契約の準備手続」と認識しており、「売買契約締結」の時点では、普通財産に用途変更しているため、「問題はない」と考えている。</li> <li>・行政財産が事実上、用途廃止されたからといって、その財産を財務部長（財産活用課長）に引き継がれても、過去の状況を把握していない財産活用課が管理をすることは困難である。</li> </ul> |  |  |
|--|--|--|

措置の内容

- 1 「入札は売買契約に向けた準備行為にとどまり、売買契約時点で普通財産化すれば、入札行為自体が行政財産に禁止された私権の設定にはあたらない。」こと及び、「売買契約締結と同日付けで行政財産の用途を廃止し、普通財産として財務部長への引継ぎを行うことは、法的に問題はない。」ことを確認した上で、「部局長等は、売買契約締結日をもって行政財産を用途廃止し、公有財産引継書により財務部長（財産活用課）に引き継ぐとともに、公有財産台帳等管理システムに引継ぎを登録する。」等の「公有財産事務の手引」の改正を行った。
- 2 決裁については遡り起案にならないよう、監査の指摘以降、売買契約締結日を施行日とする事前決裁に改めるとともに、徹底を図るため「公有財産事務の手引き」にその旨記載した。